

資料編

- 1** 世田谷区の人口等の概況 65
- 2** 世田谷区の福祉のまちづくりの動向と
主な取り組み 71
- 3** 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく
届出と適合状況 82
- 4** ユニバーサルデザイン推進計画の
検討過程 84
- 5** 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
[平成19年4月1日施行] 91

1 世田谷区の人口等の概況

1-1 人口の推移

世田谷区の人口は、1990年代には減少傾向にあったものの、1995年（平成7）年を境に再び増加に転じ、2015（平成27）年1月1日現在の人口は858,639人（日本人のみ）である。（外国人を含む人口は、874,332人）

■世田谷区の人口の推移

（各年1月1日現在）

		1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)
世帯数 (世帯)		318,623	342,460	356,314	364,208	388,875	412,980	432,941	443,107
人口 (人)	総数	770,818	783,724	776,385	762,007	779,974	804,730	831,654	858,639
	男	383,553	391,489	386,175	371,443	376,534	386,326	397,914	408,335
	女	387,265	392,235	390,210	390,564	403,440	418,404	433,740	450,304
外国人 登録人数 (人)		6,241	7,532	10,412	13,752	13,586	14,587	16,298	15,693

※住民基本台帳のデータを使用。世帯数、人口は日本人のみの数値。

出典：世田谷区統計書。平成27年は世田谷区ホームページを参照。

1 - 2 | 年齢別人口の推移

■総人口中の年少人口・生産年齢人口・老年人口の構成比

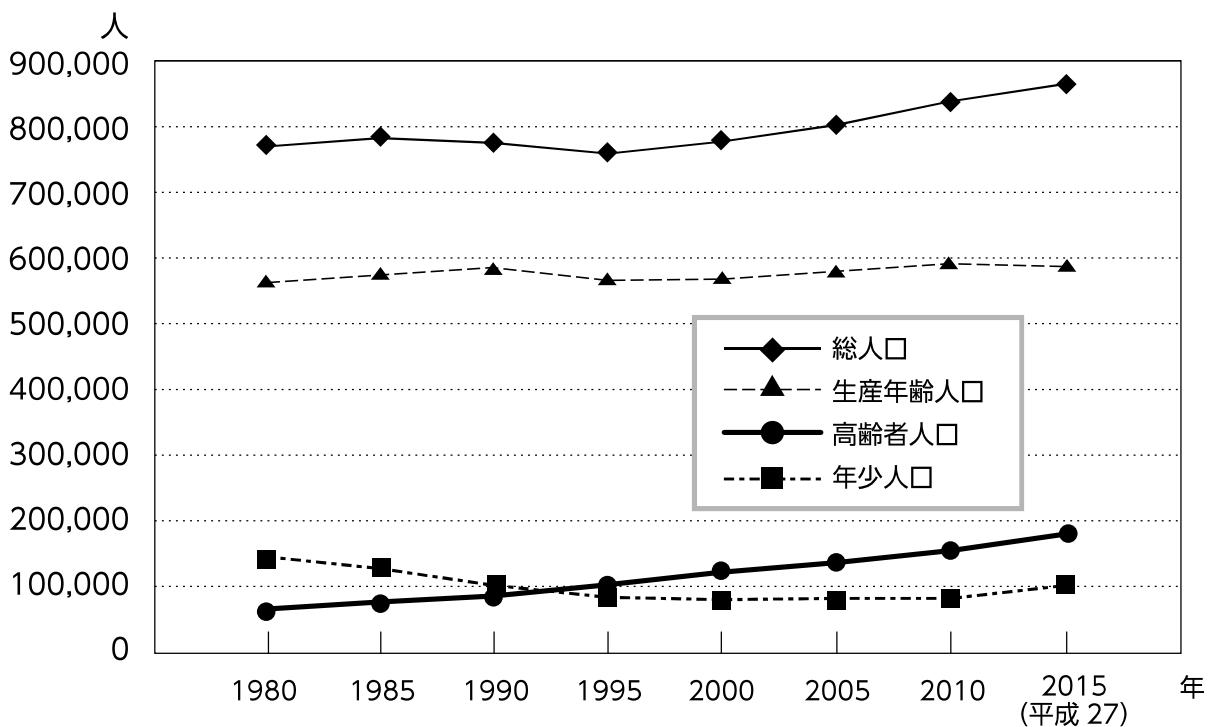
(各年1月1日現在)

	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)
総人口 (人)	770,818	783,724	776,385	762,007	779,974	804,730	831,654	858,639
年少人口 (人)	148,505	129,572	103,729	87,695	84,489	86,848	93,382	100,982
構成比(%)	19.3	16.5	13.4	11.5	10.8	10.8	11.2	11.8
生産年齢 人口(人)	557,906	580,604	587,009	571,462	574,668	581,089	584,313	584,036
構成比(%)	72.4	74.1	75.6	75.0	73.7	72.2	70.3	68.0
高齢者 人口(人)	64,401	73,547	85,644	102,848	120,817	136,793	153,959	173,621
構成比(%)	8.4	9.4	11.0	13.5	15.5	17.0	18.5	20.2

※住民基本台帳のデータを使用。人口は日本人のみの数値。

年少人口 = 0 ~ 14 歳、生産年齢人口 = 15 ~ 64 歳、老年人口 = 65 歳以上。

出典：世田谷区保健福祉総合事業概要統計編。平成 27 年は世田谷区ホームページを参照。



1 - 3 | 障害者の状況

■障害者数の推移

(各年 4月 1日現在)

	1998年 (平成10年)	2003 (平成15)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
総人口(人)	772,352	795,328	825,782	830,103	831,654	835,819
障害者数総数(人)	20,249	22,672	25,893	26,757	27,482	28,358
構成比(%)	2.6	2.9	3.1	3.2	3.3	3.4
身体障害者手帳所持者	13,248	16,026	18,117	18,411	18,803	19,130
愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)	1,982	2,565 (459)	3,173 (593)	3,311 (625)	3,445 (633)	3,567 (648)
難病(小児慢性疾患は除く) (対象疾病数)	6,385 (61)	4,540 (73)	5,368 (75)	5,660 (74)	5,867 (80)	6,309 (82)
その他の障害	351	—	—	—	—	—
精神障害者 (各前年度精神障害者保健福祉手帳発行数)	260	828	1,515	1,517	1,765	1,934

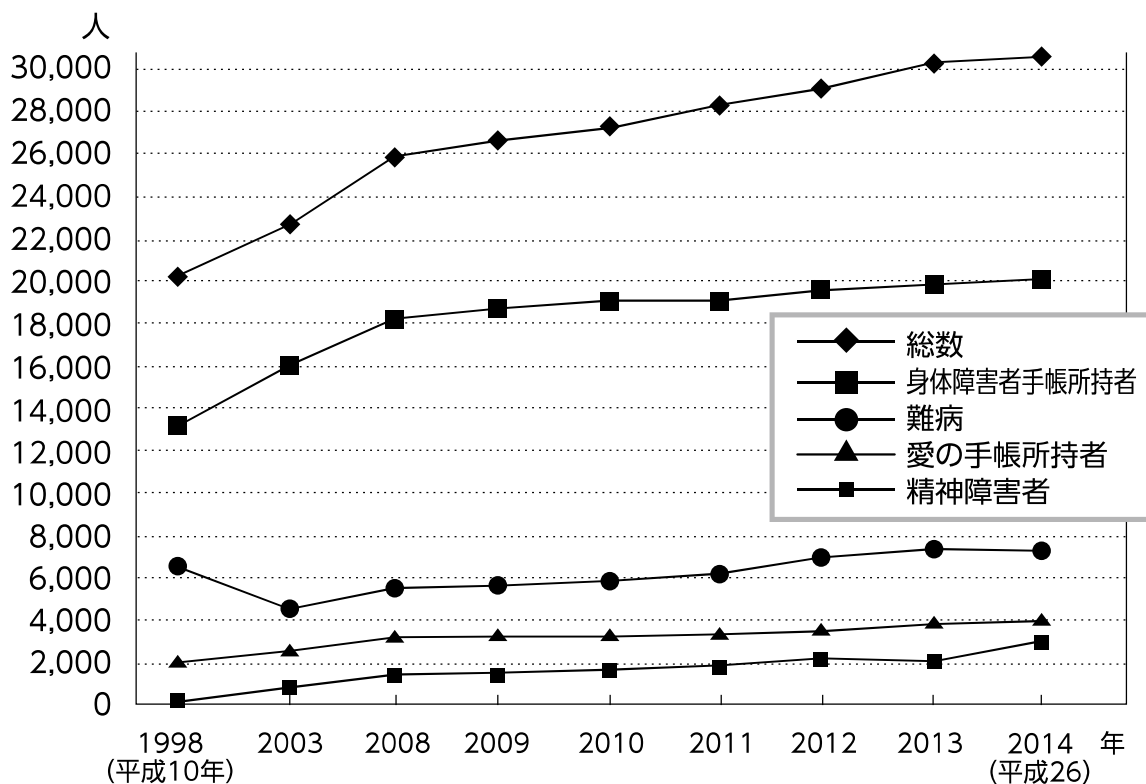
	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
総人口(人)	840,522	845,922	852,707
障害者数総数(人)	29,259	30,293	30,535
構成比(%)	3.5	3.6	3.6
身体障害者手帳所持者	19,443	19,761	20,047
愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)	3,665 (672)	3,813 (692)	3,973 (709)
難病(小児慢性疾患は除く) (対象疾病数)	6,823 (82)	7,411 (82)	7,224 (82)
その他の障害	—	—	—
精神障害者 (各前年度精神障害者保健福祉手帳発行数)	2,158	2,064	2,857

※注：障害者数総数＝身体障害者手帳所持者＋愛の手帳所持者（身体障害者手帳との重複者は除く）＋難病（小児慢性疾患は除く）

※身体障害者手帳範囲拡大 平成22年度肝臓機能障害

※難病欄の数字 東京都の難病医療費等助成（小児慢性疾患は除く）の申請件数。

出典：世田谷区保健福祉総合事業概要統計編



■障害・年齢別人数

(平成26年4月1日現在) (単位：人)

障害種別	年齢構成	総数	年齢構成				
			0~5	6~17	18~19	20~64	65~
*身体障害者手帳所持者		20,047	126	409	70	6,116	13,326
内 訳	視覚障害	1,442	12	23	4	475	928
	聴覚・平衡機能障害	1,910	25	85	19	452	11,329
	音声・言語機能障害	507	3	5	2	192	305
	肢体不自由	10,781	72	263	39	3,430	6,977
	内部障害	6,535	37	85	11	1,919	4,483
*愛の手帳所持者 (身体障害者手帳との重複者)		3,937 (709)	173 (12)	882 (147)	153 (21)	2,461 (3475)	268 (54)
*難病 (小児慢性疾患は除く)		7,224	—	—	—	—	—
*精神障害者 (19年度精神障害者保健福祉 手帳発行数)		2,857	—	—	—	—	—

※※は、それぞれの該当者の実数である。二つ以上に該当する場合は重複して計上している。

※身体障害者手帳所持者の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

※難病欄の数字は、難病医療費等助成 (小児慢性疾患は除く) の受給者数である。

出典：世田谷区保健福祉総合事業概要統計編 (平成26年度版)

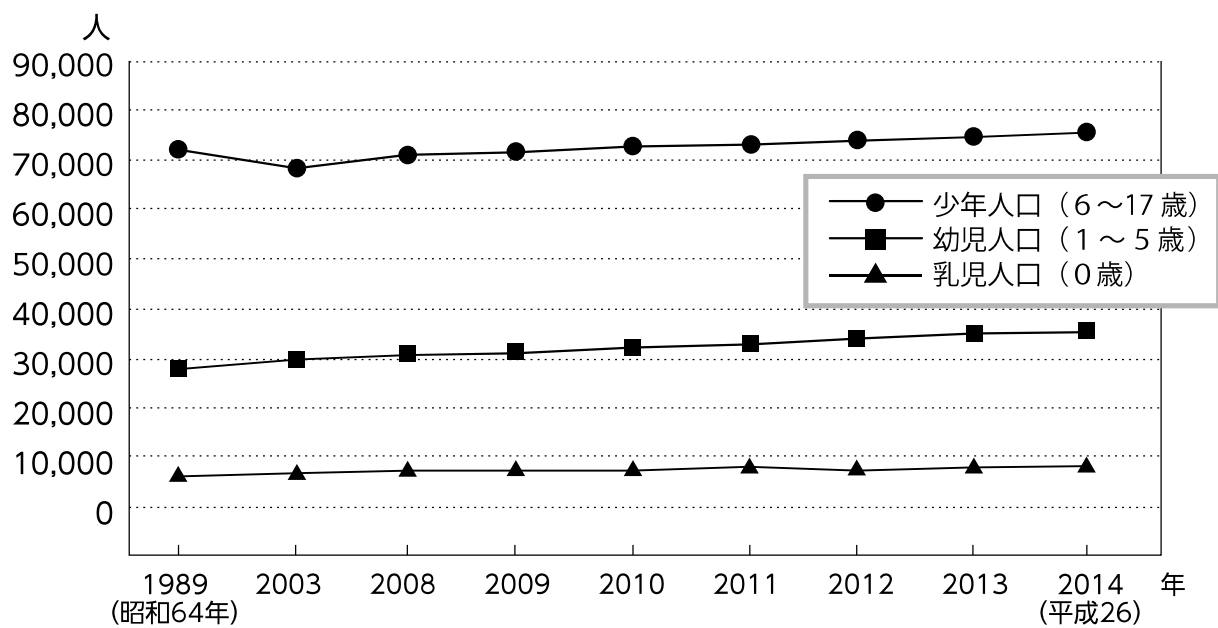
1 - 4 | 児童の状況

■児童人口の推移

		1998 (平成10)	2003 (平成15)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
総人口(人) (指数)		772,352	795,328	825,782	830,103	831,654	835,819
児童人口(人) (指数)		105,093	103,332	107,661	109,154	110,806	112,622
内 訳	乳児(人) 0歳	5,508	5,764	6,462	6,642	6,624	6,996
	幼児(人) (1~5歳)	27,586	29,237	30,479	30,946	31,837	32,632
	少年(人) (6~17歳)	71,999	68,331	70,720	71,566	72,345	72,994

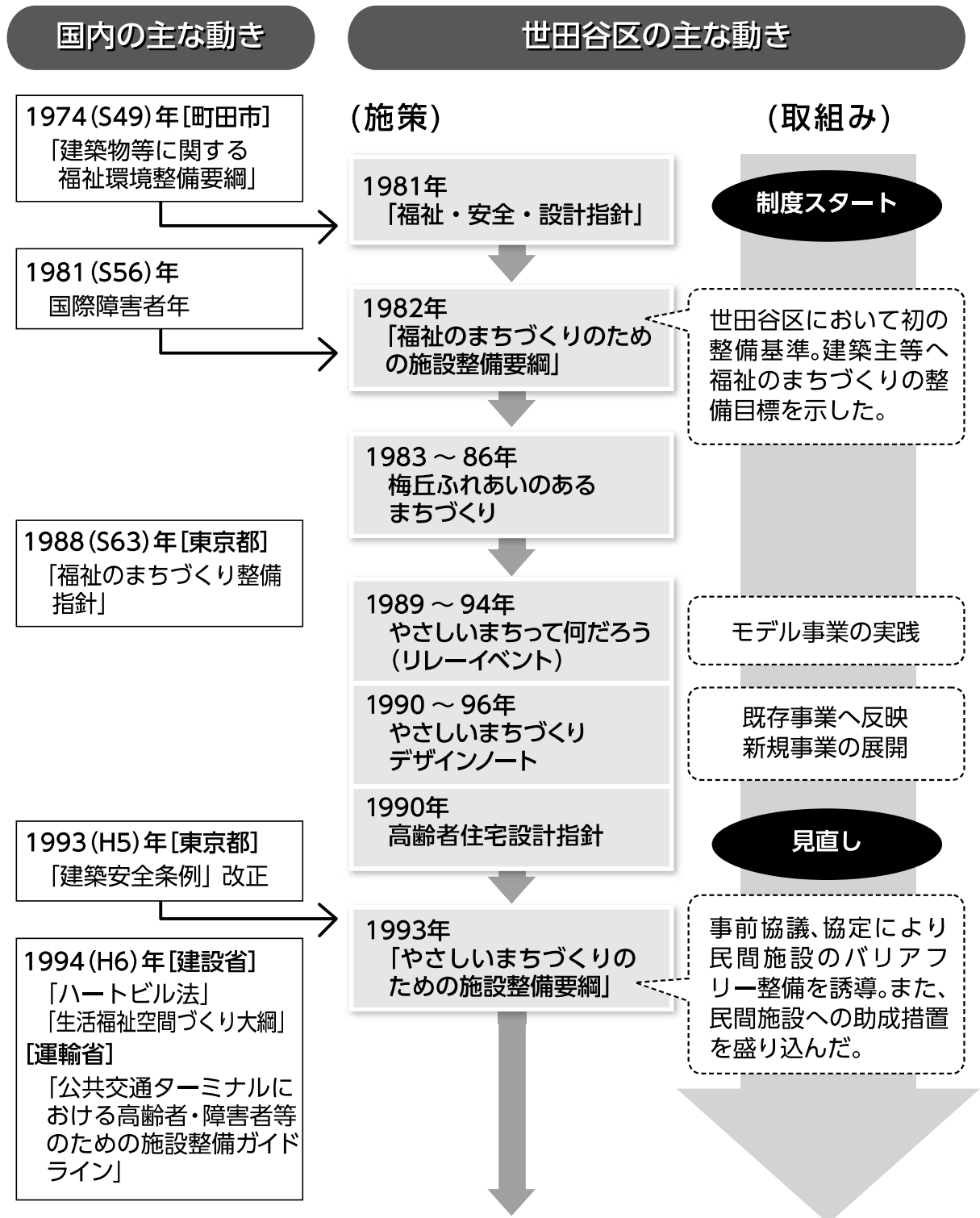
		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
総人口(人) (指数)		840,522	845,922	852,707
児童人口(人) (指数)		114,222	115,826	117,745
内 訳	乳児(人) 0歳	6,872	7,060	7,377
	幼児(人) (1~5歳)	33,686	34,447	35,068
	少年(人) (6~17歳)	73,664	74,319	75,300

出典：世田谷区保健福祉総合事業概要統計編（平成26年度版）



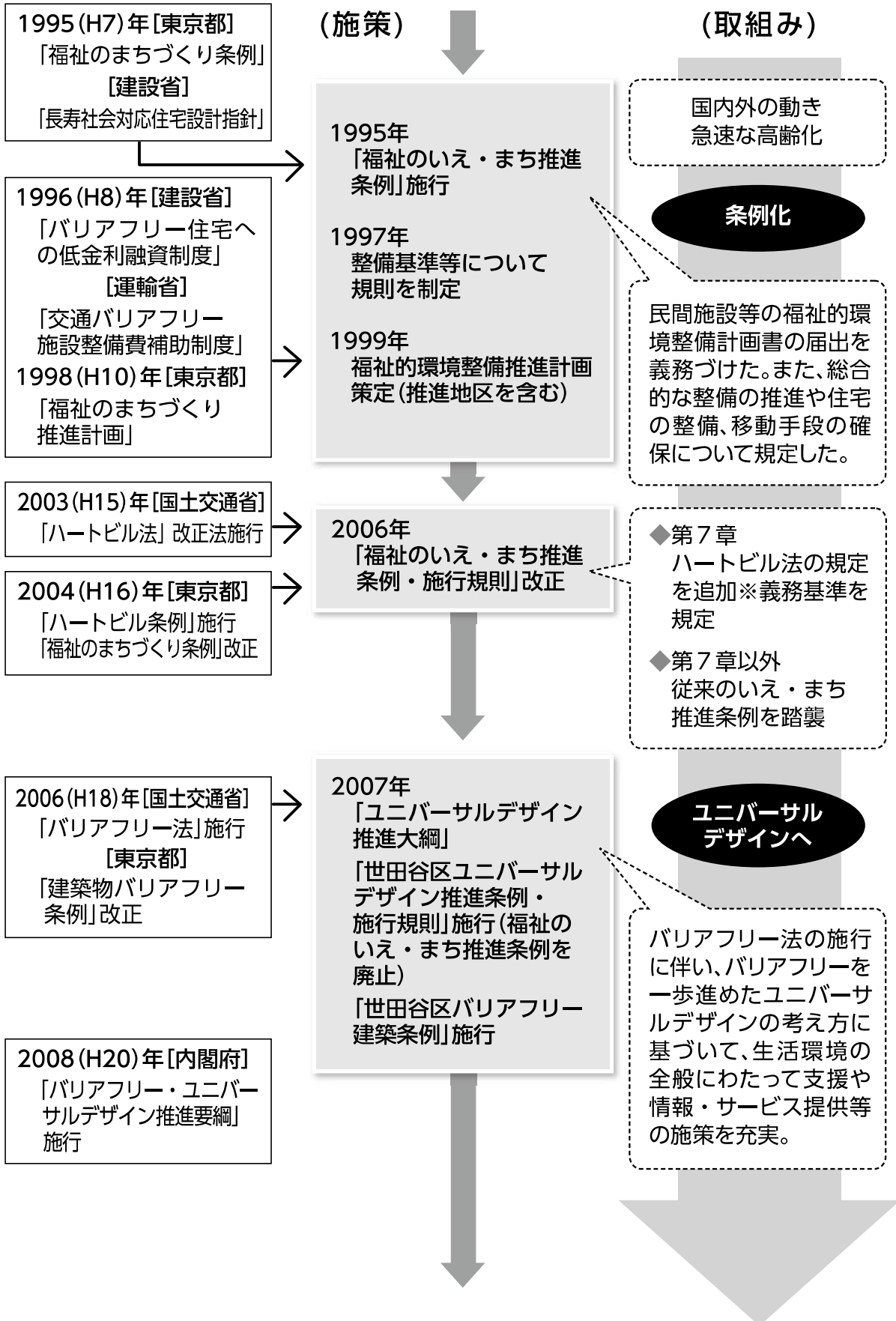
2 世田谷区の福祉のまちづくりの動向と主な取り組み

2-1 世田谷区の福祉のまちづくりの動向



国内の主な動き

世田谷区の主な動き



国内の主な動き

2009(H21)年[東京都]
「福祉のまちづくり
条例」改正

2011(H23)年[国土交通省]
「バリアフリー法」に
基づく「移動等円滑化
の促進に関する基本
方針」の改正

2013(H25)年[国]
「障害を理由とする差別
の解消の推進に関する
法律」制定一部施行
(2016年全体施行)
2013(H25)年
「東京オリンピック・
パラリンピック競技
大会(2020年)」
決定

2014(H26)年[東京都]
「福祉のまちづくり
推進計画
(平成26年度～平成
30年度)
～ユニバーサルデザ
インの先進都市東京
をめざして～」

世田谷区の主な動き

(施策)

2009年
ユニバーサルデザイン
ハンドブック発行
ユニバーサルデザイン
推進計画策定
「世田谷区ユニバーサル
デザイン推進条例・施行
規則」改正

2010～2013年
普及啓発の冊子を毎年度発行

2012年
ユニバーサルデザイン
推進計画(後期)策定

2015年
ユニバーサルデザイン
推進計画(第2期)策定
世田谷UDスタイル発行

(取組み)

整備基準の
レベルアップ

区民参加・
当事者参加
の推進

法律・条例の正式名称

- ハートビル法：高齢者,身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第44号)
- ハートビル条例：東京都 高齢者,身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号)
*ハートビル法に基づき,同法の対象になる建築物について東京都が制定。
- バリアフリー法：高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)
- 建築物バリアフリー条例：東京都 高齢者,障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成18年12月20日公布,施行)
*バリアフリー法に基づき,ハートビル条例の題名ほかを改正。
- 世田谷区バリアフリー建築条例：世田谷区 高齢者,障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年4月1日施行)

2-2 世田谷区の福祉のまちづくりに関する主な取り組み(年表)

1975～2009年

西暦 (元号)	世田谷区		国等の動き
	〔行政〕	〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕	
1975 (昭和50)	区長公選		
1976 (51)		第1回雑居まつり (以後毎年1回)	
1977 (52)	上野毛4丁目福寿荘開設		
1978 (53)	世田谷区基本構想策定		
1979 (54)	世田谷区基本計画策定 7月 羽根木プレーパーク設置	9月 障害者用リフトバス運行開始	7月 国際児童年
1980 (55)	5月 都市美委員会発足		
1981 (56)	10月 同活動報告 「公共施設の改善に関する提言」	10月 世田谷区福祉・安全設計指針調査 10月 世田谷区でミニハンディキャブ運行開始 ●国際障害者年 ●世田谷ボランティアセンター開設 ●世田谷ボランティア協会発足	
1982 (57)	4月 都市デザイン室発足 6月 世田谷区街づくり条例制定	4月 福祉のまちづくりのための施設整備要綱制定	8月 「老人保健法」成立
1983 (58)	4月 世田谷区基本計画の調整計画策定 「ふれあいのあるまちづくり」が重点施策のひとつに位置づけられる。 10月 公共建築委員会発足	5月 「ふれあいのあるまちづくり」研究委員会設置	
1984 (59)		3月 ヒューマン施設叢書「公共施設は安全か」発行 11月 「ふれあいのあるまちづくり」定例会開始	

西暦 (元号)	世田谷区		国等の動き
	〔行政〕	〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕	
1985 (60)	5月 都市整備方針策定 ・高齢者センター 「新樹苑」開設	1～ 梅丘中学校前ふれ 5月 あい通りの基本設 計+定例会 9月 「まちで電話をかける には」実物大模型で公 開実験(協力NTT)	
1986 (61)	3月 「世田谷区住宅白書」 発行 ●総合福祉センター 開設	4月 ふれあい通り(梅丘 中学校前第1期工 事)完成	
1987 (62)	4月 新基本計画スタート		6月 「障害者雇用促進法」改正
1988 (63)	4月 まちづくりリレー イベント開始 10月 せたがやふれあい 公社設立	3月 世田谷区福祉施設送 迎バス運行研究調査 ●公共トイレコンペ 9月 高齢者住宅設計指針	4月 「東京都における福 祉のまちづくり整 備指針」施行
1989 (平成元年)	4月 総合福祉センター 落成 世田谷トラスト協 会発足	2月 リレーイベント「や さしいまちって何だ ろう」開催('94ま で毎年開催) ●総合福祉センター 周辺環境整備	
1990 (2)	3月 世田谷区住宅条例 制定	「やさしいまちづくり デザインノート」作 業部会開始 4月 希望ヶ丘団地内に L SA付き高齢者向 け住宅を開設 10月 ふれんどバス運行開始	
1991 (3)	4月 地域行政スタート (5総合支所) 4月 環境配慮指針策定	8月 「やさしいまちづくり デザインノート①だ れもが楽しく暮らす ために」発行	
1992 (4)	4月 世田谷まちづくり センター設立	3月 世田谷区福祉整備 調査(公共施設の福 祉整備の現状) ●やさしいまちづく り推進計画策定 のための調査 ●「やさしいまちづく りデザインノート②公 共トイレ編、③公共 サイン編」発行 9月 やさしいまちづくりア クセスマップ製作委 員会、まちづくりコン ペ助成を受ける	4月 「アジア太平洋障害 者の10年(1993～ 2002)」決議

西暦 (元号)	世田谷区 〔行政〕 〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕		国等の動き
1993 (5)	6月 世田谷まちづくり ファンド助成開始	3月 「やさしいまちづくり デザインノート④ 道路編、⑤公園編、 ⑥建築編」発行 ●世田谷福祉のま ちづくり委員会報 告(要綱見直し) 4月 世田谷区やさしい まちづくりのための 施設整備要綱制定 93~ やさしいまちづくり 94年 の視点からみた世 田谷区内の駅施設 基礎調査	5月 「東京都における加 齢対応型住宅の建 設指針」 6月 「東京都建築安全条 例」改正施行(福祉 のまちづくりに対応 した建築物の整備) 11月 「障害者基本法」成立
1994 (6)	9月 世田谷区基本構想 策定		3月 公共交通ターミナル 施設整備ガイドライン 6月 生活福祉空間づく り大綱(建設省) ●「ハートビル法」成立 7月 「地域保健法」改正
1995 (7)	3月 世田谷区基本計画、 実施計画策定 4月 新都市整備方針策定 4月 特別養護老人ホーム 「芦花ホーム」開設 6月 せたがやノーマライ ゼーションプラン 策定	7月 世田谷福祉のまち づくりネットワーク (27団体) 結成(世 田谷区まちづくり ファンド助成決定) 11月 世田谷区福祉のいえ・ まち推進条例制定 12月 同条例施行	3月 「東京都福祉のまち づくり条例」制定 ●「新ゴールドプラン」 実施 6月 長寿社会対応住宅 設計指針(建設省)
1996 (8)	3月 世田谷区地域保健 福祉推進条例制定	3月 「やさしいまちづく りデザインノート⑦ 公共交通編」発行 5月 福祉的環境整備審 議会発足 5月 世田谷福祉のまち づくりネットワーク が「まちづくりプレ ゼンツ'96」主催 6月 福祉まちづくり学校 12月 福祉的環境整備審 議会答申(整備基準)	

西暦 (元号)	世田谷区		国等の動き
	〔行政〕	〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕	
1997 (9)	4月 福祉のいえ・まち係発足(条例に基づく届出窓口) 9月 地域保健福祉審議会答申(世田谷・地域保健福祉社会の構築)	3月 条例に基づく整備基準策定 4月 条例に基づく届出制度開始 6月 福祉まちづくり学校	12月 「介護保険法」成立
1998 (10)	7月 まちづくりネットワークフォーラム「ブリッジせたがや」開催	5月 福祉的環境整備審議会答申(推進計画) 7月 福祉まちづくり学校 12月 福祉的環境整備審議会答申(推進地区)	1月 ハートフル東京推進プラン(東京都福祉のまちづくり推進計画) 3月 NPO法(特定非営利活動促進法)成立 12月 「ユニバーサルデザインに関する国際ワークショップ」(横浜)
1999 (11)	4月 都市環境課発足 各総合支所に建築指導課を設置 (条例に基づく届出は各総合支所の街づくり課で実施)	4月 福祉的環境整備推進計画策定及び推進地区の指定 7月 世田谷線リフト付き新型車両導入	
2000 (12)	3月 基本計画(調整計画)、実施計画、行財政改善推進計画策定	3月 各推進地区の整備計画策定 ●成城6丁目イチョウ並木通りバリアフリー工事 12月 福祉のいえ・まち推進条例の一部改正	11月 交通バリアフリー法施行
2001 (13)	3月 せたがやノーマライゼーションプラン改定		1月 「障害者施策推進本部」設置(内閣府) 8月 「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(国交省) 9月 「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」(JIS T 9251:2001) 12月 「新しい高齢社会対策大綱」(内閣府)

西暦 (元号)	世田谷区		国等の動き
	〔行政〕	〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕	
2002 (14)			3月 「案内用図記号」(JIS Z 8210:2002) 5月 「アジア太平洋障害者の10年(2003~2012)」延長決議 10月 「身体障害者補助犬法」施行(厚労省) 12月 「新障害者プラン」策定(内閣府)
2003 (15)	1月 世田谷区地域保健福祉審議会答申(世田谷区高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の改定について) 3月 世田谷区高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画改定	3月 せたがやまちづくりぶっく「やさしいまちづくり」事例編発行	1月 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(国交省) 4月 「改正ハートビル法」施行(国交省) 4月 「障害者支援費制度」施行(厚労省) 4月 「浜松市ユニバーサルデザイン条例」施行(浜松市)
2004 (16)		6月 東京都福祉のまちづくり「特区」モデル事業選定(松陰神社通り商店街) 12月 東京都福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状受賞(烏山ネット・わあーく・ショップ)	6月 バリアフリー化推進要綱(内閣府) 6月 「障害者基本法改正」(内閣府) 6月 「高齢者・障害者配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」(JIS X 8341-3:2004) 7月 「東京都 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(ハートビル条例)」施行(国内最初のハートビル条例)

西暦 (元号)	世田谷区 〔行政〕 〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕		国等の動き
2005 (17)	3月 世田谷区基本計画(平成17~26年)・世田谷区実施計画(平成17~19年) 策定 7月 世田谷区地域保健福祉審議会答申(せたがやノーマライゼーションプランの策定について) 12月 世田谷区地域保健福祉審議会答申(世田谷区高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の改定について)	1月 福祉的環境整備審議会答申(福祉のいえ・まち推進条例のありかたについて) 6月 福祉のいえ・まち推進条例改正(ハートビル法に基づく条項を付加) ●梅ヶ丘駅周辺案内板づくり(ワークショップ)	7月 「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国交省)
2006 (18)	3月 せたがやノーマライゼーションプランー世田谷 3月 世田谷区高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画(第3期) 策定 4月 地域整備課発足(条例に基づく届出は地域整備課で実施)	3月 視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン策定 4月 福祉のいえ・まち推進条例・施行規則施行 12月 「まちづくりセミナー ユニバーサルデザインのまちづくり」開催 12月 福祉のいえ・まち推進条例・施行規則改正(バリアフリー法等の改正による) 12月 東京都福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状受賞(経堂商店街振興組合)	3月 「高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法一公共施設。設備」(JIS T 0921:2006) 4月 「障害者自立支援法」制定(厚労省) 12月 「バリアフリー法」施行(国交省) 12月 「東京都 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」改正
2007 (19)	3月 第1期世田谷区障害福祉計画策定	2月 世田谷区ユニバーサルデザイン推進大綱 4月 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行〔福祉のいえ・まち推進条例は廃止〕 4月 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(世田谷区バリアフリー建築条例) 施行	3月 「高齢者・障害者配慮設計指針一触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」(JIS T 0922:2007) 3月 「高齢者・障害者配慮設計指針一公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」(JIS S 0026:2007) 7月 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂(国交省)

西暦 (元号)	世田谷区		国等の動き
	〔行政〕	〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕	
2008 (20)	<p>3月 世田谷区実施計画・世田谷区行政経営改革計画(平成20～23年)策定</p> <p>11月 世田谷区地域保健福祉審議会答申(世田谷区高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の改定について)</p>	<p>10月 ユニバーサルデザイン普及・啓発キャラクター「せたち」が区民ワークショップの中で提案される</p> <p>12月 ユニバーサルデザイン環境整備審議会答申(ユニバーサルデザイン推進計画、整備基準及び集合住宅整備基準の考え方について)</p>	<p>2月 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改訂(国交省)</p> <p>2月 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂(国交省)</p> <p>2月 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂(国交省)</p> <p>3月 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」施行(内閣府)</p>
2009 (21)	<p>3月 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定</p> <p>3月 第2期世田谷区障害福祉計画策定</p>	<p>3月 ユニバーサルデザインハンドブック「ユニバーサルデザインって何だろう?」発行</p> <p>3月 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画策定</p> <p>9月 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例・施工規則改正整備基準のレベルアップを図る(整備基準と遵守基準を設ける)</p>	
2010 (22)		<p>3月 できることからやってみよう「だれもが楽しめるイベントにしよう!!」発行</p>	
2011 (23)		<p>3月 「みんなが嬉しくなるお店～ユニバーサルデザインの工夫～」発行</p> <p>3月 千歳烏山駅周辺を身近な推進地区に指定(平成25年度まで)</p>	<p>3月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正</p>

西暦 (元号)	世田谷区 〔行政〕 〔ユニバーサルデザインのまちづくり〕		国等の動き
2012 (24)	3月 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 3月 第3期世田谷区障害福祉計画策定 3月 世田谷区実施計画(平成24年度～平成25年度)	3月 「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント～ユニバーサルデザインの家づくり～」発行	12月 「都道における道路構造の技術的基準に関する条例」制定
2013 (25)	3月 「世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例」制定 4月 都市デザイン課発足(条例に基づく届出は都市デザイン課で実施)	3月 「魅力ある施設のために～心づかいと工夫で だれでも・自由に 使いやすく～」発行 ユニバーサルデザインハンドブック英語版「What is Universal Design?」発行 12月 東京都福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状受賞(NPO法人せたがや子育てネット)	3月 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改訂(国交省) 6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律制定・一部施行(2016年全体施行) 6月 「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」改訂(国交省) 9月 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」決定
2014 (26)	3月 世田谷区基本計画(平成26年度～平成35年度)策定 3月 世田谷区新実施計画(平成26年度～平成29年度) 4月 世田谷区都市整備方針策定	6月 区立施設における音声誘導装置の整備に関するガイドライン策定	3月 「東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26年度～平成30年度)～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」策定 5月 高齢者・障害者配慮設計指針ー公共空間に設置する移動支援用音案内(JIS T 0902:2014)
2015 (27)	3月 せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)・第4期世田谷区障害福祉計画策定 3月 「第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定	3月 ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)策定 3月 「世田谷UDスタイル」発行 3月 ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター「せたっち」の利用許諾を世田谷区がイラストレーターより取得	

3

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出と適合状況

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 (世田谷区福祉のいえ・まち推進条例を含む) 3-1 に基づく届出と適合状況

■届出数の推移（件数）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建築物届出数	70	70	81	77	102	73	157	138
集合住宅届出数	91	120	142	97	91	103	122	122
届出総数	161	190	223	174	193	176	279	260

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
建築物届出数	130	131	161	185	207	241
集合住宅届出数	95	74	74	115	92	75
届出総数	225	205	235	300	299	316

注) 届出数は変更届を含みます。

■完了届・適合数の推移（件数）

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建築物	完了届出数	29	34	31	29	43	49	53	73
	適合数	14	23	11	14	10	17	24	32
集合住宅	完了届出数	55	36	57	94	102	57	56	67
	適合数	11	19	4	11	3	2	0	14
完了届出総数		84	70	88	123	145	106	106	140
適合総数		25	42	15	25	13	19	24	46

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
建築物	完了届出数	78	79	116	94	123	120
	適合数	54	47	21	12	14	15
集合住宅	完了届出数	63	75	57	54	63	71
	適合数	10	29	3	2	0	1
完了届出総数		141	154	173	148	186	191
適合総数		64	76	24	14	14	16

注) 完了届出数は各年度の届出数とは一致しません。これは届出から半年から1年程度で建設行為が完了することによります。なお、平成22年度より適合数が減少していますが、これは条例改正（基準の強化）によるものです。

3-2 建築確認申請取り扱い総数（世田谷区）

■建築確認申請の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建築確認申請件数	3,848	3,889	3,894	4,079	3,947	3,937	3,674	3,209

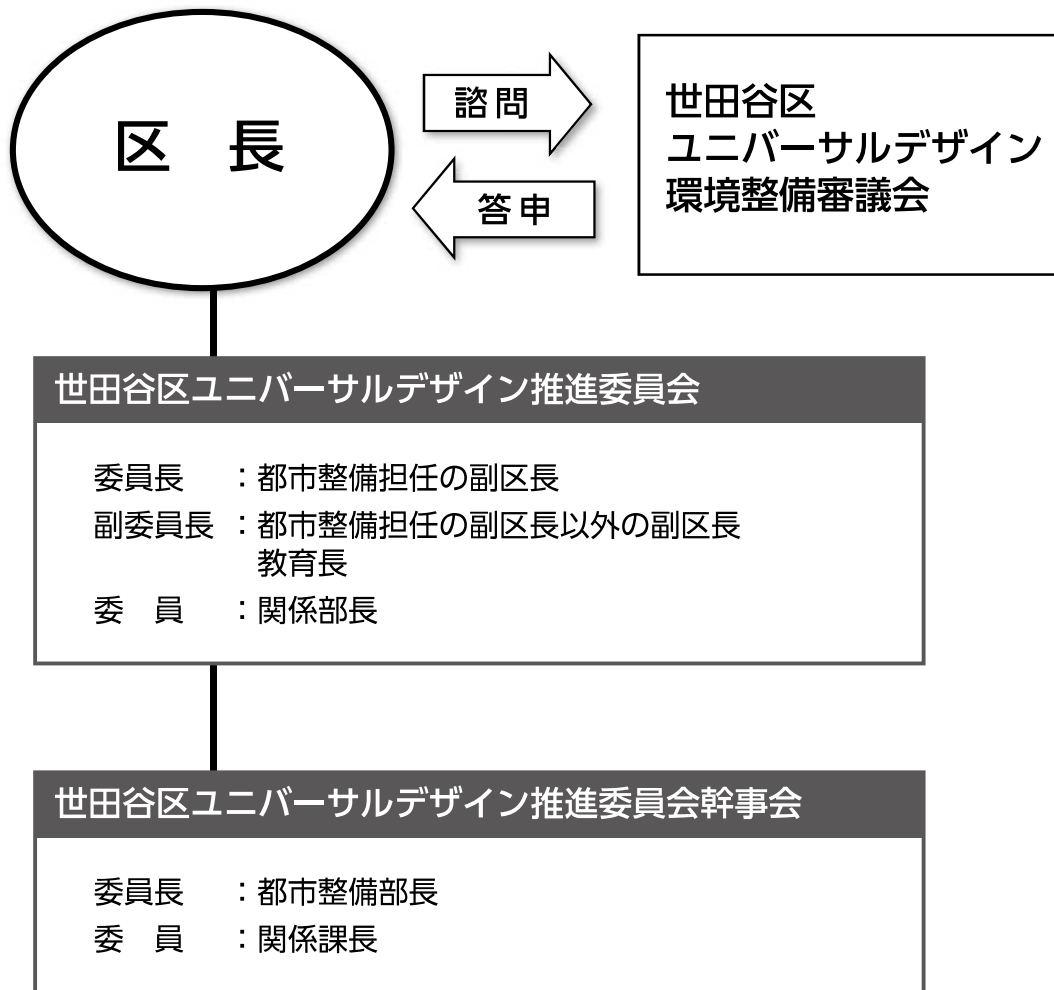
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
建築確認申請件数	3,242	3,255	3,783	3,567	3,817	4,072

注) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例対象の建築物だけでなく、戸建住宅等を含む区、都、民間に申請のあった確認申請の総数です。

4

ユニバーサルデザイン推進計画の 検討過程

4-1 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期) の検討体制



事務局：都市整備部都市デザイン課

4-2 | 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会 委員名簿

平成 27 年 3 月現在

区分	氏名	職（所属）	備考
学識経験者	山田 稔 八藤後猛 川端基彦 窪田亜矢 齋藤啓子 長谷川万由美	茨城大学教授 日本大学教授 弁護士 東京大学大学院准教授 武蔵野美術大学教授 宇都宮大学教授	会長 副会長
区民代表	明石眞弓 浅見豊美 大竹 博 荻野陽一 中山 淳 バネッサ・ロシオ・ ブラカモンテ・ レスマ 三井美和子 山本 裕	特定非営利活動法人せたがや子育てネット 公募区民 特定非営利活動法人世田谷区視力障害者 福祉協会 特定非営利活動法人世田谷ミニキャブ 区民の会 世田谷区高齢者クラブ連合会 総合研究大学大学院（留学生） 世田谷区肢体不自由児（者）父母の会 公募区民	
事業者	岡村忠義 小池和子 志賀英介	世田谷区商店街連合会 松陰神社通り松栄会商店街振興組合相談役 東京建築士会 京王電鉄株式会社	

*五十音順



■審議会の様子

4-3 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会等の検討経過

名 称	開催日	主な審議内容
平成25年度 第1回審議会* ¹	平成25年 5月1日	①平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の講評・提案等について ②普及啓発について ③ <u>第2期のユニバーサルデザイン推進計画</u> について
平成25年度 第1回 推進委員会* ²	平成25年 5月10日	①平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について
平成25年度 第1回幹事会* ³	平成25年 5月10日	①平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について ②平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の対応方針の作成について
平成25年度 第2回幹事会	平成25年 7月5日	①平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の公表結果について ②平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業への講評・提案等と区民意見に対する区の対応方針について ③ <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)</u> について ④平成25年度ユニバーサルデザインリレーイベントについて
平成25年度 第2回 推進委員会	平成25年 7月11日	①平成24年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の公表結果及び区の対応方針について ② <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)</u> について
平成25年度 第2回審議会	平成25年 10月28日	① <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の策定に向けた進め方</u> について ② <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の策定における課題等</u> について ③ <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の策定について</u> 諮問

名 称	開催日	主な審議内容
平成25年度 第3回幹事会	平成25年 12月4日	① <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の策定について</u> ～進め方、たたき台の作成状況ほか～ ② 平成25年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)に伴う施策・事業個票の記入について ③ ワークショップによる検討について ④ 区政モニターに見るユニバーサルデザインへの期待
平成25年度 第4回幹事会	平成26年 1月9日	① <u>「ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)」の策定について</u> ② 平成25年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について
平成25年度 第3回審議会	平成26年 2月4日	① <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の考え方について</u> ② スパイラルアップ(点検・評価・改善)に関する部会の開催について ③ 普及・啓発について
平成26年度 第1回幹事会	平成26年 4月7日	① <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)たたき台について</u>
平成26年度 第1回推進委員会	平成26年 4月24日	① <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)たたき台について</u>
平成26年度 第1回審議会	平成26年 4月30日	① <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)たたき台について</u>
平成26年度 第2回審議会	平成26年 5月28日	① 平成25年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の講評・提案等について ② <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)たたき台における施策・事業の表現について</u>
平成26年度 第2回幹事会	平成26年 6月26日	① 平成25年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の点検結果及び区の対応方針について

名 称	開催日	主な審議内容
平成26年度 第2回推進委員会	平成26年 7月4日	①平成25年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の公表結果について
平成26年度 第3回幹事会	平成26年 7月22日	① <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について</u>
平成26年度 第3回推進委員会	平成26年 8月9日	① <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について</u>
平成26年度 第3回審議会	平成26年 8月11日	① <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について</u> ② <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)の策定についての答申</u>
平成26年度 第4回幹事会	平成26年 11月10日	①世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案のパブリックコメントに対する対応について ② <u>ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)案について</u> ③平成26年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について
平成26年度 第4回 推進委員会	平成26年 11月20日	①世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案のパブリックコメントに対する対応について ② <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)案について</u>
平成26年度 第4回審議会	平成26年 12月8日	①世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案のパブリックコメントに対する対応について ② <u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)案について</u> ③平成26年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について

- * 1 審議会 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
- * 2 推進委員会 世田谷区ユニバーサルデザイン推進委員会
- * 3 幹事会 世田谷区ユニバーサルデザイン推進委員会幹事会

4-4 区民参加による計画づくり

(1) “まち” はいろいろな魅力の集合体

～ユニバーサルデザイン・ワークショップ～

- ・平成25年10月～12月に、以下のテーマで、区民参加のワークショップを4回開催した。
- ・テーマ「ユニバーサルデザインの学習、世田谷区の実践の確認」「商店街のお祭りでおもてなし体験」「子育てグループ活動参加者との意見交換と交流」「広場で考える災害時のユニバーサルデザイン」



(2) 意見交換会「世田谷のユニバーサルデザイン進んでる？」の開催

- ・平成26年7月12日にユニバーサルデザインの考えを取り入れて整備した代田区民センターの見学会と併せて開催した。
- ・「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）」たたき台から6テーマを選定し、意見交換した。



(3) “世田谷UDスタイル” 探訪ワークショップの開催

- ・平成26年8月～11月に、区民の活動団体と協働して、以下のテーマで区民参加のワークショップを4回開催した。
- ・テーマ「『世田谷UDスタイル』に向けたヒントの講演と意見交換」「障害のある子ども達との『お買い物訓練』体験」「青空アート&マートでのユニバーサルデザイン発見ツアー」「ベビーカーを使っている親子とバスの試乗体験」



開催日時	会場	内容
第1回 8月 30日(土) 13:00～15:00	世田谷区立中央図書館	「障害のある子ども達とのお買い物訓練」体験、講演「世田谷UDスタイル」
第2回 9月 13日(土) 13:00～15:00	青空アート&マート	「青空アート&マートでのユニバーサルデザイン発見ツアー」
第3回 10月 17日(土) 13:00～15:00	二子川公園	「ベビーカーを使っている親子とバスの試乗体験」
第4回 11月 14日(土) 13:00～15:00	二子川公園	「ベビーカーを使っている親子とバスの試乗体験」

【申し込み期間】7月15日(土)～8月19日(土)まで。【申込コールセンター】
 電話 03-5432-3333 FAX 03-5432-3100
 【申込人数】30名程度(先着順) ※申込状況により変更あり
 【申込料】無料
 【申込方法】区民センター(区民センター)にてお申し込みください。
 ※申込受付は先着順です。
 ※申込受付終了後、申込状況により追加募集を行います。
 【主催】世田谷区 都市整備部 都市デザイン課
 電話 03-5432-3333 FAX 03-5432-3100

(4) パブリックコメントの実施

- ・「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案」について意見を聴取した。
- ・期間は、平成26年9月25日～10月16日まで。
- ・意見募集の方法は区のお知らせ特集号及びホームページにて意見募集の旨を広報した。
- ・提出された意見は、124件(77人)だった。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案
 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について
 意見を募集いたします。
 募集期間：平成26年9月25日～10月16日
 募集場所：区民センター(区民センター)にてお申し込みください。
 募集方法：区民センター(区民センター)にてお申し込みください。
 募集料：無料
 募集内容：世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について
 意見を募集いたします。
 募集期間：平成26年9月25日～10月16日
 募集場所：区民センター(区民センター)にてお申し込みください。
 募集方法：区民センター(区民センター)にてお申し込みください。
 募集料：無料
 募集内容：世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)素案について
 意見を募集いたします。

5 世田谷区ユニバーサルデザイン 推進条例 [平成19年4月1日施行]

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本方針（第6条—第8条）

第3章 ユニバーサルデザインの意識啓発等（第9条・第10条）

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくり

第1節 公共的施設の整備の基準（第11条—第13条）

第2節 特定公共的施設の整備（第13条の2—第17条）

第3節 住宅の整備（第18条—第21条）

第4節 推進地区の指定（第22条）

第5節 情報及びサービスに係る取組（第23条）

第5章 移動のユニバーサルデザイン（第24条・第25条）

第6章 施策の推進（第26条—第30条）

第7章 調査、勧告及び公表（第31条—第33条）

第8章 雑則（第34条—第36条）

附則

一部改正〔平成21年条例37号〕

私たちのまち世田谷は、住宅都市として発展し、大人も子どもも、若者も高齢者も、障害者も、外国人も、すべての人が様々な夢を持ち、暮らしている。世田谷が将来にわたって、活力ある地域社会を形成し続けるためには、それぞれの生活が尊重され、すべての人がその個性及び能力を発揮することができ、自由に様々な活動に参加し、自己実現をすることができるよう、すべての人にとって利用しやすい生活環境を整備していくユニバーサルデザインの考え方が重要である。

世田谷区は、梅丘地区での住民参加の福祉のまちづくりを契機に、バリアフリー

の普及及び学習のための催し、道路、公園等及び民間建築物のバリアフリーの推進等個性豊かで先駆的な取組を区民と協働して行うことによりまちづくりを進めてきた。

21世紀に入り、私たちは経験したことのない少子高齢社会、人口減少社会を迎えている。世田谷区でもこれまでの歩みをより強く確実なものにしていくことが求められており、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り、公平に社会参加のできる自立した生活を目指していかなければならない。そのために社会における様々な障壁をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くため、ユニバーサルデザインに基づく取組を推進していく必要がある。

ここに、ユニバーサルデザインを総合的に推進することにより、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあい、安全で安心して快適に住み続けることのできる社会の実現を図り、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、区、区民及び事業者の相互の理解及び協働の下に、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づき、生活環境の整備を推進していくための基本的な事項を定めることにより、区民の社会的な自立及び社会参加の機会を確保し、もって安全で安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。
- (2) 生活環境の整備 ユニバーサルデザインに基づき、公共的施設及び住宅

の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとることをいう。

- (3) 事業者 公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。
- (4) 公共的施設 官公署の事務所等の公共施設、病院、劇場、集会場、物品販売業又はサービス業を営む店舗、鉄道の駅、学校、道路、公園その他の不特定又は多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 特定公共的施設 公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるもので規則で定める種類及び規模のものをいう。
- (6) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舎をいう。

(区の役割)

第3条

区は、この条例の目的を達成するため、区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(区民の役割)

第4条

区民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるとともに、生活環境の整備に関する区の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条

事業者は、ユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的に生活環境の整備に努めるとともに、生活環境の整備に関する区の施策の推進に協力するものとする。

第2章 基本方針

(総合的かつ計画的な推進)

第6条

区長は、区民、事業者及び関係団体との連携の下に、総合的かつ計画的に生活環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(推進計画の策定)

第7条

区長は、生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 生活環境の整備に関する目標
- (2) 生活環境の整備に関する重点施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する重要事項

3 区長は、推進計画を策定するに当たっては、区民、事業者及び関係団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会)

第8条

区的生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 第11条に規定する整備基準及び第18条に規定する集合住宅整備基準に係る基本的事項に関すること。
- (3) 第29条に規定する施策の評価点検に関すること。
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する基本的事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 事業者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 ユニバーサルデザインの意識啓発等

(意識啓発等)

第9条

区長は、ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深めるため、交流の機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 区長は、区民及び事業者が生活環境の整備について理解を深めるとともに、これらの者による生活環境の整備に関する自発的な活動が促進されるよう、生活環境の整備に関する啓発活動その他必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び共有)

第10条

区、区民及び事業者は、生活環境の整備を推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

- 2 区長は、区民、事業者又は関係団体が行う先導的な取組が生活環境の整備の推進に資すると認めるときは、その成果の普及に努めなければならない。

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくり

第1節 公共的施設の整備の基準

(整備基準の策定)

第11条

区長は、公共的施設の生活環境の整備について、公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者の判断の基準となるべき事項（以下「整備基準」という。）を策定しなければならない。

- 2 区長は、整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、整備基準の変更について準用する。

(整備基準への適合努力義務)

第12条

公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、公共的施設又は集合住宅を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の公共的施設又は集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成21年条例37号〕

(整備基準適合証の交付)

第13条

区長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)を交付するものとする。

- 2 整備基準適合証の交付を受けようとする者(第16条の規定による届出をした者を除く。)は、規則で定めるところにより、区長に対し、申請をしなければならない。
- 3 整備基準適合証の交付を受けた者は、規則で定めるところにより整備基準適合証を公共的施設の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

第2節 特定公共的施設の整備

(遵守基準への適合義務)

第13条の2

特定公共的施設を所有し、若しくは管理する者(第17条第1項に規定する既存特定公共的施設所有者等を除く。)又は新設し、若しくは改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定公共的施設にする場合に限る。)をいう。次条第1項において同じ。)しようとする者は、当該特定公共的施設を遵守基準(整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものをいう。第32条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成21年条例37号〕

(届出)

第14条

特定公共的施設の新設又は改修をしようとする者（以下「特定公共的施設建築主」という。）は、その計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に区長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成21年条例37号〕

(特定公共的施設建築主に対する要請)

第15条

区長は、前条の規定による届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定公共的施設（工事中のものを含む。以下この条、次条、第31条第1項及び第32条第2項において同じ。）について第12条及び第13条の2に規定する措置の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定公共的施設の設計及び施工に関する事項について、当該届出をした特定公共的施設建築主に対し、必要な措置を講ずるよう要請をすることができる。

一部改正〔平成21年条例37号〕

(工事完了届、調査等)

第16条

第14条の規定による届出をした者は、特定公共的施設の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、区長は、職員に、当該届出をした者の同意を得て、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。
- 3 区長は、前項の規定による調査の結果、特定公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

- 4 第2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(既存特定公共的施設の整備状況の把握等)

第17条

第13条の2の規定の施行の際現に存する特定公共的施設（工事中のものを含む。以下「既存特定公共的施設」という。）を所有し、又は管理する者（以下「既存特定公共的施設所有者等」という。）は、当該既存特定公共的施設を整備基準に適合させるための措置の状況を把握するよう努めなければならない。

- 2 区長は、既存特定公共的施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。
- 3 既存特定公共的施設所有者等は、前項の規定により報告を求められたときは、第1項に規定する措置の状況について、規則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。
- 4 区長は、第1項に規定する措置の的確な実施を確保するために特に必要があると認めるときは、既存特定公共的施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請をすることができる。この場合において、区長は、第28条に規定するユニバーサルデザインアドバイザーが設置されているときは、必要に応じてその意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成21年条例37号〕

第3節 住宅の整備

(集合住宅整備基準の策定)

第18条

区長は、集合住宅の生活環境の整備について、集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者の判断の基準となるべき事項（以下「集合住宅整備基準」という。）を策定しなければならない。

- 2 区長は、集合住宅整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、集合住宅整備基準の変更について準用する。

(集合住宅整備基準への適合努力義務)

第19条

集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、当該集合住宅を集合住宅整備基準に適合させるために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

- 2 集合住宅を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者は、集合住宅又は公共的施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の集合住宅又は公共的施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成21年条例37号〕

(集合住宅遵守基準への適合義務)

第19条の2

規則で定める規模の集合住宅を所有し、若しくは管理する者（この条の規定の施行の際現に存する集合住宅（工事中のものを含む。）を所有し、又は管理する者を除く。）又は新設し、若しくは改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して集合住宅にする場合に限る。）をいう。第21条第2項において同じ。）しようとする者は、当該集合住宅を集合住宅遵守基準（集合住宅整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものをいう。）に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成21年条例37号〕

(住宅を供給する者の努力義務)

第20条

住宅を供給する者は、その供給する住宅について、生活環境の整備に努めるものとする。

(規定の準用)

第21条

第13条の規定は、集合住宅整備基準に適合している集合住宅について準用する。

- 2 前節（第13条の2を除く。）及び第7章の規定は、第19条の2に規定する規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

一部改正〔平成21年条例37号〕

第4節 推進地区の指定

(ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の指定)

第22条

区長は、公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備を積極的に推進する必要があると認める地区で、当該整備を一体的に行う必要があると認めるものをユニバーサルデザイン環境整備推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、推進地区の指定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、推進地区においては、自ら設置する公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備を特に積極的に実施するものとする。
- 4 区長は、推進地区において区民、事業者及び関係団体との協働により、公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備が促進されるよう、必要な措置を講ずることができる。
- 5 第2項の規定は、推進地区の指定の変更又は廃止について準用する。

第5節 情報及びサービスに係る取組

(安全で快適な利用等のための情報提供等)

第23条

事業者は、公共的施設を利用する者の安全で快適な利用及び移動を確保するため、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する情報の提供に当たっては、公共的施設を利用する者が容易に理解することができるように配慮するとともに、当該情報の適切な管理に努めるものとする。

第5章 移動のユニバーサルデザイン

(公共的施設の安全で安心な移動の確保)

第24条

第12条第2項に定めるもののほか、事業者は、公共的施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の事業者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者及び土地の所有者等は、当該関係者の全員の合意により、当該公共的施設又は土地について、安全で安心な移動を確保するための整備又は管理に関する協定を締結することができる。

- 3 区民及び事業者は、公共的施設において、物品の放置その他の行為（以下「物品の放置等」という。）により区民の安全で安心な移動又は利用を妨げることをしないよう努めるものとする。
 - 4 公共的施設を管理する者は、物品の放置等その他区民の安全で安心な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに、当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、公共的施設を管理する者は、第28条に規定するユニバーサルデザインアドバイザーが設置されているときは、必要に応じてその意見を聴くことができる。
- 一部改正〔平成21年条例37号〕

(移動手段の確保)

第25条

区長は、区民、事業者及び関係団体と連携し、区民の安全で安心な移動を確保するため、適切な移動手段の確保及び整備に努めるものとする。

2

区長は、公共交通事業者に対し、区民の安全で安心な移動を確保するため、必要があると認めるときは、その車両等の構造上及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請をするものとする。

第6章 施策の推進

(生活環境の整備に対する支援)

第26条

区長は、生活環境の整備について自主的な活動を行う区民及び関係団体に対し、必要な支援をするものとする。

- 2 区長は、生活環境の整備を行おうとする者に対し、必要があると認めるときは、技術的支援等必要な措置を講ずることができる。

(住宅の生活環境の整備に対する支援)

第27条

区長は、区民が住宅の生活環境の整備を行おうとするときは、必要な支援に努めるものとする。

- 2 区長は、住宅の生活環境の整備に関する適切な基準等を、区民に提示するため、必要な情報の収集に努めるものとする。

(ユニバーサルデザインアドバイザー)

第28条

区長は、区民及び関係団体が自主的に行う生活環境の整備への支援、区が行う公共的施設の利用等に関する評価及び提案に係る助言等を行わせるため、ユニバーサルデザインアドバイザーを置くことができる。

(施策の評価点検及び区民等の意見の反映)

第29条

区長は、生活環境の整備に関する施策を推進するために、当該施策について段階的かつ継続的に評価点検を行い、当該評価点検の結果を当該施策に反映させなければならない。

- 2 区長は、前項の評価点検を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、区長は、区民及び事業者の意見を生活環境の整備に関する施策に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区、国等の先導的整備)

第30条

区は、生活環境の整備を積極的に推進するため、自ら設置する公共的施設及び集合住宅について、率先して整備基準及び集合住宅整備基準への適合を図るものとする。

- 2 区長は、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する公共的施設及び集合住宅について、整備基準及び集合住宅整備基準への適合に率先して努めるよう要請をするものとする。

第7章 調査、勧告及び公表

(特定公共的施設の調査)

第31条

区長は、第16条第2項に定めるもののほか、第15条、第17条第4項、次条及び第33条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施設について調査を行うことができる。

- 2 第16条第2項及び第4項の規定は、前項の調査について準用する。

(勧告)

第32条

区長は、第14条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した特定公共的施設建築主及び第17条第3項の規定による報告を行わない既存特定公共的施設所有者等に対し、当該届出及び報告を行うよう勧告することができる。

- 2 区長は、特定公共的施設建築主又は特定公共的施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定施設建築主等」という。）が行う生活環境の整備に関する措置が正当な理由なく遵守基準に適合していないと認めるとき又は整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定公共的施設建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一部改正〔平成21年条例37号〕

(公表)

第33条

区長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第8章 雑則

(国等との連携)

第34条 区は、生活環境の整備を効果的に推進するため、国等との連携に努めるものとする。

(国等に関する特例)

第35条

国等については、第4章第2節（第21条第2項において準用する場合を含む。）及び前章の規定は、適用しない。

- 2 区長は、国等に対し、公共的施設の整備基準及び集合住宅の集合住宅整備基準への適合状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(委任)

第36条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の廃止)
- 2 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（平成7年11月世田谷区条例第68号）は、廃止する。
(世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の廃止に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（以下「廃止条例」という。）第30条第1項の規定により指定されている福祉的環境整備推進地区は、第22条第1項の規定により指定されたユニバーサルデザイン環境整備推進地区とみなす。
- 4 前項のほか、この条例の施行前に廃止条例の規定によりした届出、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした届出、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年9月30日条例第37号）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（以下「新条例」という。）第13条の2及び第19条の2の規定（特定公共的施設又は集合住宅を新設し、又は改修しようとする者の規定に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に新条例第14条（新条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者について適用する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）

— だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり —

平成 27 年 3 月 初版 発行

編集・発行 世田谷区都市整備部都市デザイン課

〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

電話 03 (5432) 2038 ファクシミリ 03 (5432) 3023

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No.1258

定価 300 円+税

乱丁・落丁本はおとりかえいたします。

世田谷区 ユニバーサルデザイン推進計画 (第2期)

